



# 年末年始の業務案内

年末年始の業務日をお知らせします。  
ご理解とご協力をお願いします。  
休みの間でも、死亡届などの緊急な用務は、  
市役所1階の夜間・休日窓口でお受けします。  
◎年末年始の診療案内は、16面をご覧ください。



▲詳細は市HP  
(Q 年末年始)  
をご覧ください。

凡例：●…営業または開館	12月								1月			
	24日 (土)	25日 (日)	26日 (月)	27日 (火)	28日 (水)	29日 (木)	30日 (金)	31日 (土)	1日 (日)	2日 (月)	3日 (火)	4日 (水)
市役所本庁舎、上下水道局庁舎 ※1…休日開庁(8面参照)、上下水道局は1階お客様センターのみ営業	●※1		●	●	●							●
サービスコーナー(所沢駅・狭山ヶ丘・小手指)			●	●	●							●
パスポートセンター ※2…交付のみ(午前9時～正午)	●※2		●	●	●							●
証明書コンビニ交付サービス	●	●	●	●	●							●
			●	●	●							●
まちづくりセンター	●※3		●	●	●							●
	●	●	●	●	●							●
コミュニティセンター ※4…椿峰本館・別館、中富南は休館	●	●	●※4	●	●							●
児童館、こどもと福祉の未来館 ※5…こども支援センターは休館	●	●	●	●	●※5							●※5
図書館本館・分館	●	●		●	●							
東西クリーンセンター(自己搬入)、収集管理事務所(ごみ収集)			●	●	●	●	●					●
市営駐車場(寿町駐車場) ※6…午後6時閉鎖	●	●	●	●	●	●	●	●※6				●
市営駐車場(元町地下、公園通り線、狭山湖第1・2)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ところバス・ところワゴンの運行	●	●	●	●	●							●



# 年末年始のごみ出し

年末は**12月30日(金)**まで、年始は**1月4日(水)**から収集します。

関係施設の年末年始の業務予定は、上記表をご覧ください。

◎詳細は市HP(Q ごみの分け方)から確認できます。

☎資源循環推進課 ☎ 2998-9146



## クリーンセンターへの自己搬入はお早めに

年末は大変混み合います。自己搬入は早い時期に行うとスムーズです。市内在住を確認しますので、本人確認書類をお忘れなく！  
なお、荷下ろしは、原則としてご自身で行っていただきます。

受付時間

- ▶月～金曜…午前8時30分～11時30分、午後1時～4時
- ▶第1土曜(12月3日、1月14日※)…午前8時30分～正午

※1月のみ受付日が異なりますのでご注意ください。

☑免許証などの本人確認書類

## パソコンを処分するときは



家庭で不要となったパソコン(ディスプレイ含む)は、市では回収していません。「宅配便による回収」または「パソコンメーカーに回収を依頼」のいずれかで処分してください。

◎詳細は市HP(Q パソコン)をご覧ください。

## 違法な不用品回収業者に注意！

廃家電や粗大ごみなど、家庭ごみの回収には「所沢市一般廃棄物処理業」の許可が必要です。「他市の一般廃棄物処理業」「産業廃棄物処理業」「古物商」の許可では回収できません。

「無許可」の業者は、持ち運び後の高額な料金請求や回収品の不法投棄などのトラブル事例も。ご注意ください。

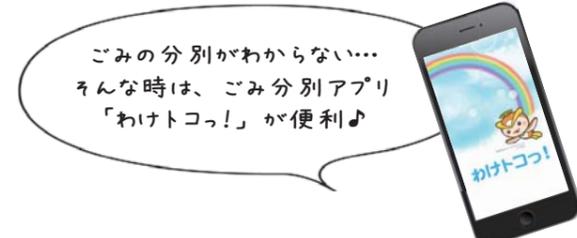
市の許可を受けた廃棄物処理業者は、市HP(Q 不用品回収)をご覧ください。



**こんな回収業者に注意！**

- ▶スピーカー付きトラックで宣伝・回収
- ▶空き地で回収
- ▶チラシやネット広告で宣伝

許可を受けた業者か確認を！



ごみの分別がわからない…  
そんな時は、ごみ分別アプリ  
「わけてコッ！」が便利♪

## 粗大ごみの収集は「粗大ごみ受付センター」へ

粗大ごみの収集を有料で受け付けています(1回5点まで)。  
申し込みの際に金額をご案内します。

受付時間 火～日曜午前8時30分～午後5時15分(祝休日除く)

☎同センターに電話・電申/☎ 2951-1153

◎粗大ごみは、指定日に指定場所に出してください。

室内からの運び出しは行いません。

なお、12月29日(水)～1月3日(土)は休業です。

## 1月の収集日程を確認！

収集日程表の見方が1月のみ違います。  
1月4日(水)からの1週間を第1週と数えます。

◎各地区の日程は「家庭の資源とごみの分け方・出し方」33～42ページをご覧ください。



令和5年1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

▼例えば「1月の第1月曜」は、2日ではなく9日です。

3日までは数えない	第1曜日
第1曜日	第2曜日
第2曜日	第3曜日
第3曜日	第4曜日
第4曜日	